Q13 生徒指導において、児童生徒の問題行動等への対応と人権教育の推進とはどのように結びつくのですか。

暴力行為、いじめなどは基本的人権が尊重されていないために起こる問題です。不登校、中 途退学も、児童生徒が学校へ行きたくても行けない場合などは、学習権の侵害にあたると考 えられます。とりわけ、暴力行為やいじめなど他の児童生徒を傷つけるような問題が起きた ときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を明確に示すことが重要です。

【学校の姿勢の明示】

10 「人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つもの」(在り方編P6)です。よって暴力行為、いじめ、不登校、中途退学などに対しては、学校は児童生徒に早急にその問題解決に取り組む姿勢を明確に示すことが重要です。なぜならば、児童生徒は、暴力行為やいじめを許さない、解決しようという雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じてはじめて人権感覚を身に付けることができるからです(Q7参照)。

15 【人権侵害を受けている児童生徒への配慮や支援】

児童生徒の間にいじめがあったり、経済的・社会的な問題等に由来する人権侵害を受けている児童 生徒がいたりする場合、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢が大切ですが、その配慮や支援に ついては次のように示しています。

「そうした立場にある児童生徒などの経験や思いを、学校や教職員及び他の児童生徒が十分に受けとめ、これに配慮しつつ人権教育を進める必要がある」とし、さらに「人権侵害を受けた児童生徒が、その事実や背景を、自ら振り返り、考えることができるようにしたり、信頼できる教職員や他の児童生徒に話して、共感と信頼を深めたりできるよう、必要な支援を行っていくこと等も重要」(在り方編P31)と示しています。

問題発生の要因・背景を多面的に分析する中で、加害者たる児童生徒が本人に責任のとりようのない問題を抱えていたり、家庭内や人間関係の中で不当な扱いを受けていたりするなど、様々な問題が明らかになることがあります。そのような問題等への理解を深め、本人や保護者の思いや願いを受け止めることは大切です。しかし、その行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければなりません。

【経済的・社会的な問題を抱える児童生徒への配慮や支援】

30 経済的・社会的な問題を抱える児童生徒については、保護者との関係を十分に築きながら、校内の 就学支援担当者、奨学金担当者あるいは児童生徒支援加配推進者等との相談を深め、場合によっては 地域の県立学校人権・同和教育専任教員、民生児童委員や生活相談員、関係機関の担当者との連携を 図るなど、各関係機関とともに適切な配慮や支援が必要となります。

35

20

25

ふりかえり

課題のある児童生徒を支援する際、あなたは、校内や関係機関とどのような連携を行ってきま したか。または、行うとよいと考えますか。

参考資料 いじめについての基本認識 「いじめ問題対応の手引 | P2~3 島根県教育委員会

いじめの定義

「いじめ」とは、「該当児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」「新任教員研修の手引」島根県教育委員会

平成7年3月の文部省の「いじめ対策緊急会議報告」で、いじめ問題への対応に当たっての、次の5項目の基本的認識が示された。

- ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立つこと
- ② いじめられている生徒の立場に立った親身の指導を行うこと
- ③ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ④ 関係者が役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること
- ⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりを有していること

いじめ問題の対応に当たって重要なことは、「いじめの渦中にあって、被害者側の責任を問う、ということは断じてあってはならない。」との認識である。

ともすると、いじめの渦中にあるにもかかわらず、いじめられる側にもそれなりの理由や原因があると、被害者を責める言動が発せられる場合がある。こうした言動を容認する雰囲気こそ、いじめがその学校からなくならない要因となっていると言える。

いじめの問題への対応に当たっては、「いじめは卑劣な行為であり、人間として絶対に許されない。」 という自覚を促す指導を行い、その責任の所在を明確にすることが重要であるとともに、毅然とした 態度で臨むことが必要である。

また、いじめをめぐっては、いじめる者といじめられる者の他に、それを傍観したり、はやしたてたりする者が存在するが、こういった行為も同様に許されないとの認識を児童生徒にもたせることも重要なことである。

参考資料 不登校についての基本的視点 「不登校対応の手引き P1 島根県教育委員会

- ① 不登校はどの生徒にも起こりうるものであるという視点に立ってこの問題を捉えていく必要が あること
- ② いじめや学業の不振、教職員に対する不信感など学校生活上の問題が起因して不登校になってしまう場合がしばしば見られるので、学校や教職員一人一人の努力が極めて重要であること。
- ③ 学校、家庭、関係機関、本人の努力等によって、不登校はかなりの部分が改善、解決することができること。
- ④ 生徒の自立を促し、学校生活への適応を図るために多様な方法を検討する必要があること。
- ⑤ 生徒の好ましい変化は、たとえ小さなことであってもこれを自立のプロセスとしてありのまま に受けとめ、積極的に評価すること。